

# 平成28年度事業予定計画書

## (1) 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

| 共済目的等<br>項目 | 組合員数        | 農作物共済        |            |           |            |            |           |            |            |           |
|-------------|-------------|--------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|
|             |             | 水稲           | 成乳牛        | 育成乳牛      | 乳用子牛等      | 肥育用成牛      | 肥育用子牛     | 肉用成牛       | その他の肉用成牛   | 肉用子牛等     |
| 区域内の概数      | 戸<br>39,920 | ha<br>10,987 | 頭<br>3,261 | 頭<br>390  | 頭<br>3,824 | 頭<br>2,686 | 頭<br>158  | 頭<br>1,796 | 頭<br>1,948 | 頭<br>9    |
| 前年度引受実績     | 33,646      | 9,670        | 2,892      | 340       | 1,436      | 2,172      | 138       | 1,709      | 1,836      | 1         |
| 本年度引受計画     | 32,300      | 9,356        | 2,920      | 325       | 1,395      | 2,151      | 120       | 1,650      | 1,945      | 1         |
| 本年度予定引受率    | %<br>80.9   | %<br>85.2    | %<br>89.5  | %<br>83.3 | %<br>36.5  | %<br>80.1  | %<br>75.9 | %<br>91.9  | %<br>99.8  | %<br>11.1 |

| 共済目的等<br>項目 | 家畜共済       |             |           |        | 果樹共済 収穫   |           |           |           |
|-------------|------------|-------------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|             | 種豚         | 肉豚          | 肉用種雄牛     | 種雄馬    | うみんか殺     | うみんか殺     | 指定かんきつ    | 指定かんきつ    |
| 区域内の概数      | 頭<br>2,714 | 頭<br>26,462 | 頭<br>6    | 頭<br>0 | ha<br>175 | ha<br>20  | ha<br>41  | ha<br>118 |
| 前年度引受実績     | 2,112      | 24,403      | 4         | 0      | 1         | 13        | 9         | 20        |
| 本年度引受計画     | 2,210      | 24,500      | 4         | 0      | 2         | 14        | 9         | 20        |
| 本年度予定引受率    | %<br>81.4  | %<br>92.6   | %<br>66.7 | %<br>— | %<br>1.1  | %<br>70.0 | %<br>22.0 | %<br>16.9 |

| 共済目的等<br>項目 | 園芸施設共済    |           |            |            |            |            |           |           |           |             | 任意共済        |  |
|-------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|--|
|             | 畑作物共済     | プラスチックハウス |            |            |            |            |           |           |           |             |             |  |
|             | 茶災害収入     | II類       | I類         | II類        | III類       | IV類<br>甲   | IV類<br>乙  | V類        | VI類       | 農家建物        | 農機具         |  |
| 区域内の概数      | ha<br>127 | 棟<br>52   | 棟<br>1,306 | 棟<br>1,383 | 棟<br>8,895 | 棟<br>2,115 | 棟<br>470  | 棟<br>230  | 棟<br>71   | 棟<br>70,000 | 台<br>37,130 |  |
| 前年度引受実績     | 11        | 42        | 1,040      | 1,001      | 7,754      | 1,846      | 445       | 201       | 52        | 50,623      | 4,317       |  |
| 本年度引受計画     | 11        | 40        | 923        | 843        | 6,994      | 1,672      | 416       | 179       | 46        | 49,027      | 4,636       |  |
| 本年度予定引受率    | %<br>8.7  | %<br>76.9 | %<br>70.7  | %<br>61.0  | %<br>78.6  | %<br>79.1  | %<br>88.5 | %<br>77.8 | %<br>64.8 | %<br>70.0   | %<br>12.5   |  |

(2) 農業共済事業の規模  
ア 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

| 項目    | 引 受         |            | 共済金額           | 保険金額           | 共 済 掛 金        |             |             | D<br>保険料総額  | G<br>交付金<br>(▲納入再保険料)<br>(B-D) | H<br>手持掛金   |             |
|-------|-------------|------------|----------------|----------------|----------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------------|-------------|-------------|
|       | 本年度予定       | 前年度実績      |                |                | A<br>総額        | B<br>国庫負担金  | C<br>農家負担金  |             |                                |             |             |
| 共済目的等 |             |            |                |                |                |             |             |             |                                |             |             |
| 農作物   | 1 回作・一筆7割補償 | 886,710 a  | 916,135 a      | 4,514,069,907  | 4,369,619,670  | 50,634,932  | 25,317,465  | 25,317,467  | 17,965,998                     | 7,351,467   | 32,668,934  |
|       | 1 回作・一筆6割補償 | 5,595 a    | 5,793 a        |                |                |             |             |             |                                |             |             |
|       | 1 回作・一筆5割補償 | 144,083 kg | 149,290 kg     | 14,927,874     | 14,539,749     | 82,989      | 41,494      | 41,495      | 34,931                         | 6,563       | 48,058      |
|       | 2 回作・一筆7割補償 | 42,096 a   | 43,539 a       |                |                |             |             |             |                                |             |             |
|       | 2 回作・一筆5割補償 | 981,203 kg | 1,014,838 kg   | 100,816,745    | 98,598,777     | 281,742     | 140,870     | 140,872     | 121,988                        | 18,882      | 159,754     |
|       | 2 回作・一筆7割補償 | 1,200 a    | 1,493 a        |                |                |             |             |             |                                |             |             |
|       | 2 回作・一筆5割補償 | 20,468 kg  | 25,524 kg      | 4,032,196      | 3,870,908      | 226,407     | 113,203     | 113,204     | 183,747                        | ▲ 70,544    | 42,660      |
| 計     | 935,600 a   | 966,960 a  | 4,633,846,722  | 4,486,629,104  | 51,226,070     | 25,613,032  | 25,613,038  | 18,306,664  | 7,306,368                      | 32,919,406  |             |
| 家畜    | 成乳牛         | 2,920 頭    | 2,892 頭        | 427,261,800    | 213,630,900    | 79,103,246  | 37,925,890  | 41,177,356  | 23,065,720                     | 14,860,170  | 56,037,526  |
|       | 育成乳牛        | 325        | 340            | 33,786,000     | 16,893,000     | 6,255,136   | 2,999,011   | 3,256,125   | 1,823,930                      | 1,175,081   | 4,431,206   |
|       | 乳用子牛等       | 1,395      | 1,436          | 39,907,800     | 19,953,900     | 4,128,858   | 2,036,891   | 2,091,967   | 1,567,971                      | 468,290     | 2,560,887   |
|       | 肥育用成牛       | 2,151      | 2,172          | 391,497,000    | 195,748,500    | 11,592,222  | 5,796,109   | 5,796,113   | 4,230,119                      | 1,565,990   | 7,362,103   |
|       | 肥育用子牛       | 120        | 138            | 11,080,800     | 5,540,400      | 1,034,612   | 517,305     | 517,307     | 343,170                        | 174,135     | 691,442     |
|       | その他肉用成牛     | 1,650      | 1,709          | 259,557,600    | 129,778,800    | 12,733,894  | 6,366,946   | 6,366,948   | 3,132,853                      | 3,234,093   | 9,601,041   |
|       | その他肉用子牛等    | 1,945      | 1,836          | 131,318,000    | 65,659,000     | 11,385,269  | 5,692,634   | 5,692,635   | 3,669,021                      | 2,023,613   | 7,716,248   |
|       | 一般馬         | 1          | 1              | 218,400        | 109,200        | 7,648       | 3,824       | 3,824       | 3,038                          | 786         | 4,610       |
|       | 種豚          | 2,210      | 2,112          | 176,800,000    | 88,400,000     | 144,976     | 57,990      | 86,986      | 73,372                         | ▲ 15,382    | 71,604      |
|       | 肉豚          | 24,500     | 24,403         | 254,800,000    | 127,400,000    | 36,284,248  | 14,513,698  | 21,770,550  | 18,143,398                     | ▲ 3,629,700 | 18,140,850  |
|       | 小計          | 37,217     | 37,039         | 1,726,227,400  | 863,113,700    | 162,670,109 | 75,910,298  | 86,759,811  | 56,052,592                     | 19,857,706  | 106,617,517 |
|       | 肉用種雄牛       | 4          | 4              | 625,000        | 312,500        | 54,280      | 27,139      | 27,141      | 25,432                         | 1,707       | 28,848      |
|       | 種雄馬         | 0          | 0              | 0              | 0              | 0           | 0           | 0           | 0                              | 0           | 0           |
|       | 小計          | 4          | 4              | 625,000        | 312,500        | 54,280      | 27,139      | 27,141      | 25,432                         | 1,707       | 28,848      |
| 計     | 37,221      | 37,043     | 1,726,852,400  | 863,426,200    | 162,724,389    | 75,937,437  | 86,786,952  | 56,078,024  | 19,859,413                     | 106,646,365 |             |
| 果樹    | うんしゅう半相殺    | 200 a      | 117 a          | 6,333,000      | 5,625,603      | 44,331      | 22,165      | 22,166      | 5,699                          | 16,466      | 38,632      |
|       | うんしゅう全相殺    | 1,420 a    | 1,384 a        | 328,000,000    | 291,362,400    | 2,296,000   | 1,148,000   | 1,148,000   | 295,200                        | 852,800     | 2,000,800   |
|       | 指定かんきつ半相殺   | 950 a      | 955 a          | 14,600,000     | 12,798,360     | 365,000     | 182,500     | 182,500     | 78,840                         | 103,660     | 286,160     |
|       | 指定かんきつ災害収入  | 2,050 a    | 2,076 a        | 74,540,000     | 65,341,763     | 1,714,420   | 857,210     | 857,210     | 335,430                        | 521,780     | 1,378,990   |
|       | 計           | 4,620 a    | 4,532 a        | 423,473,000    | 375,128,126    | 4,419,751   | 2,209,875   | 2,209,876   | 715,169                        | 1,494,704   | 3,704,582   |
| 畑作物   | 茶(災害収入)     | 1,150 a    | 1,116 a        | 10,500,000     | 8,564,535      | 483,000     | 265,650     | 217,350     | 260,347                        | 5,303       | 222,653     |
|       | 計           | 1,150 a    | 1,116 a        | 10,500,000     | 8,564,535      | 483,000     | 265,650     | 217,350     | 260,347                        | 5,303       | 222,653     |
| 園芸施設  | Ⅱ類          | 40         | 46             | 242,007,000    | 144,841,000    | 440,229     | 170,696     | 269,533     | 93,992                         | 76,704      | 346,237     |
|       | Ⅰ類          | 30         | 1,333          | 2,578,320,000  | 1,543,124,000  | 22,418,820  | 11,021,761  | 11,397,059  | 4,705,934                      | 6,315,827   | 17,712,886  |
|       | Ⅱ類          | 40         | 1,062          | 292,252,000    | 174,912,000    | 7,520,853   | 3,660,182   | 3,860,671   | 2,311,463                      | 1,348,719   | 5,209,390   |
|       | Ⅲ類          | 50         | 8,976          | 34,357,047,000 | 20,562,692,000 | 244,425,354 | 117,956,229 | 126,469,125 | 56,794,761                     | 61,161,468  | 187,630,593 |
|       | Ⅳ類甲         | 61         | 2,114          | 11,945,556,000 | 7,149,415,000  | 49,706,057  | 23,675,192  | 26,030,865  | 11,121,941                     | 12,553,251  | 38,584,116  |
|       | Ⅳ類乙         | 62         | 552            | 4,321,639,000  | 2,586,500,000  | 19,357,588  | 8,928,558   | 10,429,030  | 5,233,844                      | 3,694,714   | 14,123,744  |
|       | Ⅴ類          | 70         | 244            | 1,396,855,000  | 836,017,000    | 3,538,680   | 1,741,659   | 1,797,021   | 753,682                        | 987,977     | 2,784,998   |
| Ⅵ類    | 80          | 52         | 11,105,000     | 6,646,000      | 188,737        | 94,345      | 94,392      | 51,866      | 42,479                         | 136,871     |             |
| 計     | 11,113      | 14,379     | 55,144,781,000 | 33,004,147,000 | 347,596,318    | 167,248,622 | 180,347,696 | 81,067,483  | 86,181,139                     | 266,528,835 |             |
| 小計    | 計           | 計          | 61,939,453,122 | 38,737,894,965 | 566,449,528    | 271,274,616 | 295,174,912 | 156,427,687 | 114,846,929                    | 410,021,841 |             |

イ 任意共済保険事業の規模

| 項目    | 引 受   |        | 共済金額            | 保険金額            | 掛金総額            | 純掛金         | 事務費賦課金      | 再共済割合       |             |             |             |
|-------|-------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|       | 本年度予定 | 前年度実績  |                 |                 |                 |             |             | 再共済率        | 再共済手数料      | 手持掛金        |             |
| 共済目的等 |       |        |                 |                 |                 |             |             | 30%         |             |             |             |
| 保険関係  | 建     | 棟      | 棟               | 円               | 円               | 円           | 円           | 円           | 円           | 円           |             |
|       | 火災    | 40,862 | 42,527          | 329,365,860,000 | 329,365,860,000 | 299,225,695 | 164,721,412 | 134,504,283 |             |             |             |
|       | 小計    | 49,027 | 50,623          | 377,472,990,000 | 377,472,990,000 | 423,418,913 | 263,277,816 | 160,141,097 | 127,025,674 | 42,734,436  | 178,986,578 |
|       | 農機具損害 | 台      | 台               | 円               | 円               | 円           | 円           | 円           | 円           | 円           | 円           |
| 火災    | 3,117 | 2,921  | 6,161,290,000   | 6,161,290,000   | 27,320,806      | 22,394,760  | 4,926,046   |             |             |             |             |
| 小計    | 4,636 | 4,317  | 7,544,250,000   | 7,544,250,000   | 28,766,001      | 23,259,953  | 5,506,048   |             |             | 23,259,953  |             |
| 合計    | 計     | 計      | 385,017,240,000 | 385,017,240,000 | 452,184,914     | 286,537,769 | 165,647,145 | 127,025,674 | 42,734,436  | 202,246,531 |             |
| 総計    | 計     | 計      | 446,956,693,122 | 423,755,134,965 |                 |             |             |             |             |             |             |

### (3) 引受計画と実施方策

#### ア) 農作物共済

##### 1) 引受の適正化

水稻生産実施計画書と共済細目書の一体化様式による引受を行い、地域農業再生協議会との連携を図りながら水稻共済加入者の引受内容と経営所得安定対策加入内容の照合を徹底し、また職員減・人事異動等の影響で事務に支障を来さないよう、農作物共済担当者会等を通じて事務手順及びチェック体制の共有・維持・向上に努める。

また、不適格耕地の除外、参酌係数等を活用した基準単収の設定を適正に行う。

集落営農組織等の増加が見込まれることから、集落営農組織の加入について、規約の整備等必要事項を周知し、適正な引受を行う。

##### 2) 引受拡大に向けた方策

各種文書、広報紙等で加入方式・支払開始割合・単位当たり共済金額の選択等の周知を行うとともに、補償充実のために高位選択を推奨していく。また戸別訪問を通じ、25a未済の任意加入者に対する推進を行い、引受拡大を図る。

また、今後作付増加が見込まれる飼料専用品種について、適正な基準単収設定に向け関係機関との連携及び栽培実態の把握に努める。

##### 3) 未収共済掛金の早期解消について

本所が主体となり、毎月末には現年度・過年度の未収掛金の徴収状況の把握と共有に努めるとともに、制度・評価等への不満が原因である未納者に対しては、訪問を重ね、農業共済の意義を浸透させて解消に努め、経済的困窮が原因である未納者に対しては、期限・計画をもって解消に努めるなど、過年度の未収解消及び新たな未納者を増やさないよう取り組みを継続していく。

#### イ) 家畜共済

##### 1) 飼養頭数及び有資格頭数の把握

県畜産振興課が取りまとめている頭羽数調査(2月1日現在)の飼養頭数から作成した基礎資料と、管内の引受状況及び支所からの情報とを検証し、県下の飼養頭数及び有資格頭数を完全に把握する。

##### 2) 補償の充実及び強化

未加入農家の要因等を整理し、家畜診療所等と情報を共有しながら、養豚農家を含め新規加入の拡大に努める。また、加入農家に対しては、付保割合の高位選択を推進していく。

##### 3) 適正な引受の実施

継続引受時には、個体整理簿等を基に、家畜個体識別情報等を活用しながら現地確認を確実にし全頭把握するとともに、掛金期間開始直後には加入農家に対し引受内容の再確認を必ず行い、適正な引受に努める。また、システムオプション等を活用したデータチェックを励行し、職員による事務的なミスを発生させないように努める。

##### 4) 組合員への異動通知等の徹底と異動確認業務の強化

組合員の行う異動通知、異動記録簿の記入等の徹底を指導していく。また、家畜個体識別情報等を有効活用することにより、現行の現地確認業務の精度を高めるとともに、事務の効率化を目指す。同時に、職員によるチェック体制の強化を図る。

##### 5) 危険段階別共済掛金率の適正な設定

乳用成牛については、支所と協議を重ねながら、被害の状況に応じた危険段階別共済掛金率を引き続き設定し、組合員間の掛金負担の均衡を図る。また、他の共済目的の種類についても検討を行い、必要に応じて設定を行っていく。

#### ウ) 果樹共済

##### 1) 有資格結果樹面積の把握と園地台帳の整備

有資格結果樹面積については生産・出荷組織及びJAの協力を得て把握する。また、植栽図及び栽培面積、樹齢別植栽本数等を記載した園地台帳の補完整備を進める。

##### 2) 有資格農家の把握と引受拡大

事業を実施している支所では、現在把握している有資格未加入者に戸別訪問の計画を立て、加入推進用のパンフレットを用いて制度の周知及び加入推進を行う。同時に個々の経営規模に応じた掛金や、共済金の支払のシミュレーションを提示する。

事業を実施していなかった支所では、JA等関係機関より生産者名簿等の情報提供を受けて有資格未加入者台帳により管理する。これによる新たな有資格未加入者には戸別訪問計画を立て、地域の生産者やNOSA I部長と同行する等、戸別訪問を行う。

戸別訪問については訪問記録簿を作成し、有資格未加入者の加入意思の有無や回答等を訪問記録簿により管理して支所長会で進捗状況の報告・確認を行う。

##### 3) 標準収穫量と基準生産金額の適正な設定

継続加入農家については、引受時の農家聞き取り調査及び園地確認を徹底するとともに幼木樹（樹齢10年以下）については、標準収量表を使用した幼木の樹齢に応じた収量とするための係数を算出し、実態に合った標準収穫量、基準生産金額等を設定する。

##### 4) 重要事項の説明とコンプライアンスの徹底

加入推進時に組合員に対し共済事業の仕組みや共済金額の削減等の重要事項の説明を行う。また、共済掛金の納入、共済金の支払等の口座振替を励行する。

#### エ) 畑作物共済

##### 1) 有資格農家の把握と引受拡大

事業を実施している支所では、現在把握している有資格未加入者に戸別訪問の計画を立て、加入推進用のパンフレットを用いて制度の周知及び加入推進を行う。同時に個々の経営規模に応じた掛金や、共済金の支払のシミュレーションを提示する。

事業を実施していなかった支所では、JA等関係機関より生産者名簿等の情報提供を受けて有資格未加入者台帳により管理する。これによる新たな有資格未加入者には戸別訪問計画を立て、地域の生産者やNOSA I部長と同行する等、戸別推進を行う。

戸別訪問については訪問記録簿を作成し、有資格未加入者の加入意思の有無や回答等を訪問記録簿により管理して支所長会で進捗状況の報告・確認を行う。

##### 2) 適正な引受

加入申込時に農家から茶樹の新改植、せん枝の樹勢更新等、適正な基準収穫量の設定に必要な園地状況の変化などを聞き取り、適正な引受を行う。

#### オ) 園芸施設共済

##### 1) 引受対象施設の把握と加入推進業務の充実

①施設の設置状況図等の整備を行い、園芸施設台帳を平成28年度末までに完備する。

- ②新規及び継続加入時において附帯施設や施設内農作物・撤去費用・復旧費用の加入を提案し、補償の充実に努める。
- ③未加入者に対し、未加入者リストにより個別推進を実践し、加入推進に努める。
- ④大災害に備え復旧費用未加入者に対し、制度説明はもちろんのこと、共済金支払いのシミュレーション、過去の災害事例などを踏まえた説明を行い、より復旧費用の重要性を感じていただける加入推進に努める。

## 2) 適正引受の実施

加入申込時における施設の補修、補強、増改築等、附帯施設の買換え、被覆材、施設内農作物等の引受内容に係る確認の徹底と、現地確認並びに施設の設置状況図の取り付け等により適正な共済価額の設定と棟の特定化を図る。

## 3) 関係機関との連絡協調

農業振興センター、JA等関係団体との連携強化に努め、新規就農情報やレンタルハウスの情報提供により推進を行い引受率の向上に努める。

## カ) 任意共済

### 1) 信頼されるNOSA Iの構築

「信頼力の向上」を図るため、諸規則等の遵守はもちろんのこと、組合員の立場に立ったわかりやすい事業推進に努めるとともに、重要事項の説明の徹底と共済掛金の口座振替への移行を励行する。

また、契約者からの問い合わせやクレームに対応するため、協会や本所の行う講習会に積極的に参加し、制度・仕組みの習熟を図る。

### 2) 住宅を中心とした建物総合共済の推進

農家財産の総合補償を図るため、生活基盤である住宅物件を中心として自然災害事故も対象となる総合共済の棟数拡大と補償額の引上げに努める。

### 3) 家屋台帳の整備

地震をはじめとする自然災害への補償ニーズが高まるなか、建物総合共済の引受が着実に伸びており、総合共済引受棟が識別できるよう28年度中に建物の配置図及び面積を記した家屋台帳の整備を終える。また火災共済引受についても、加入物件を的確に把握するため、家屋の配置図の整備を図る。

### 4) 農機具共済の普及拡大

稼働期までに早期推進を実施し、主要3機種を中心に農機具共済の普及拡大に努める。

### 5) NOSA I部長等との連携強化による拡大

制度共済加入者で建物共済未加入者に対して、NOSA I部長との合同推進等積極的な連携強化に努め、加入拡大を図る。

### 6) 任意共済事業の引受の適正化

法令、定款等を遵守した適正な任意共済事業を実施するため、加入資格確認調査を定期的実施するとともに、加入承諾に当っては営農状況の把握等により加入資格の審査を十分に行う。

## (4) 損害評価の適正化の方策

### ア) 農作物共済

#### 1) 迅速な損害通知及び適正な損害評価体制の確立

広報紙等により、組合員に対しすみやかに損害通知を行うよう周知徹底する。また、

損害評価に係る事務・通知内容等についても周知を行うとともに、損害評価員等基礎組織の協力も仰ぎながら、損害通知の迅速な把握に努める。

## 2) 迅速な損害通知及び適正な損害評価体制の確立

損害評価員の研修会を適時に実施し、評価眼の統一・維持・向上に努め、被害状況に応じた評価地区の設定や抜取調査の実施、また分割評価の適用など適正な損害評価体制の確立に努める。

また職員減・人事異動等の影響で事務に支障を来さないよう、農作物共済担当者会等を通じて事務手順及びチェック体制の共有・維持・向上に努める。

## 3) 被害概況の把握と見回り調査の実施

損害評価員等・関係機関等との連絡を密にし、管内の被害発生状況の早期把握に努めるとともに、損害評価会の見回り調査を適時に実施し、県内の被害概況を的確に把握し、適期の損害評価を行うよう努める。

## イ) 家畜共済

### 1) 事故発生通知の励行

組合員に対し、遅滞なく事故発生通知を行うよう徹底していく。また、本所・支所・家畜診療所間の連携を図り、効果的な現地確認が実施できるよう体制を強化する。

### 2) 事故家畜の適正な損害評価の実施

病傷事故については、指定獣医師等より提出された全ての診断書について10%以上の現地確認を徹底するとともに、巡回審査の精度を高めていく。また、死廃事故においても、家畜診療所と連携を図りながら迅速な事故確認及び異動確認を行う。

### 3) 共済金の早期支払い

病傷事故については、共済金支払いに必要な開業獣医師の診断書等の関係書類を、組合員等から期日までに取り寄せ整備するとともに、巡回審査の際には遺漏のないよう徹底する。また、死廃事故については、事故確認書等の必要書類を速やかに作成し、共済金の早期支払いを目指す。

### 4) 家畜診療情報管理システムの導入

家畜診療所において家畜診療情報管理システム（電子カルテ）の試験実施を行いながら、システム化へ向けた効果的・効率的な事務処理体制を検討していく。

## ウ) 果樹共済

### 1) 基準収穫量の適正な設定

農家聞き取り調査及び現地確認の実施により、当該樹園地の園地条件、肥培管理及び隔年結果を的確に把握した上で、基準収穫量設定指数を適用し、適正な基準収穫量を設定する。

### 2) 迅速な事故発生通知の指導と適期の見回り調査

農家に事故発生の都度迅速に通知させるよう、引受時や各種会議等を通じて事故通知を励行する。また、必要に応じて開花時期、生理落果終了時、収穫前の見回り調査を実施し、組合員ごとの被害状況の把握に努める。

### 3) 適正な分割評価の実施

農家間の公平性を確保するために、関係機関や評価員、評価会委員との連携を密にし、現地調査時に樹園地の肥培管理の粗放若しくは不行き届き、病虫害防除並びに整枝剪定状況についての的確に把握し、適正な分割評価を実施する。

## エ) 畑作物共済

### 1) 損害通知の励行

組合員に対して被害発生都度、迅速な損害通知を行わせるとともに、関係機関との連携により、管内の被害状況を的確に把握する。

### 2) 適正な現地確認と被害調査

組合員より損害通知があった場合、また被害の発生が予察される場合には、速やかに現地確認を行い、写真撮影や園地の状況を把握するとともに、その後の生育状況の把握も定期的に行い、関係機関と連携を図り適切な損害防止の喚起を農家に促す。

また、被害申告園地については、土壌管理・肥培管理・病虫害防除等の分割の有無について現地調査を行うとともに、損害評価の確認用データとして、自動温度計測器を設定して気温を測定する。

### 3) 損害評価会による効果的な見回り調査の実施

関係機関との情報交換を密にして、適期に損害評価会による見回り調査を実施し、正確な被害状況の把握に努める。

## オ) 園芸施設共済

### 1) 事故発生通知の徹底

事故発生を遅滞なく通知頂くよう加入申込時は勿論、広報紙等での周知徹底を図るとともにJA等にも通知の協力を願う。

### 2) 損害評価の適正化

本体被害（軽微なものは除く）等についての合同評価により適正な損害評価の認定に努め、共済金の早期支払いに努める。

また、農業振興センター及びJA営農センター等の協力を仰ぎながら事故原因等を調査し適正な補償を行う。

### 3) 損害評価の体制の強化

- ① 台風等の大災害時に備えた支所間の損害評価体制を構築し、迅速、確実、丁寧な調査・対応を実践して共済金の早期支払いに努める。
- ② 被害連絡に迅速な対応をするため、ビニールハウスの位置等を把握した施設の設置状況図並びに住宅地図等への書き込み等の整備を行い、損害評価の効率化に努める。
- ③ 損害評価現地研修会を開催し、評価眼の統一を図る。

## カ) 任意共済事業

### 1) 事故発生通知の迅速化

加入者からの事故通知が遅延すると適正な損害評価が行われない場合があるため、事故発生通知が迅速に行われるよう、契約時の重要事項説明を徹底するとともに広報紙や各種会議等を通じて周知徹底を図る。

また、パンフレット等には支払対象事故が一見してわかるような工夫を加え、組合員への浸透を図るとともに、落雷事故並びに自然災害発生時は、事故通知者だけでなく発生地域周辺への確認を励行させる。

### 2) 損害評価体制の強化

建物共済については、南海トラフ巨大地震や大型台風の来襲など大規模自然災害の発生に備え、全職員が損害評価を行えるように本所が行う損害評価研修会に積極的に参加するとともに、支所間を超えた損害評価体制を確立する。

### 3) 共済金の早期支払い

共済金支払の履行時期が明確化されていることから、必要書類の提出状況を適宜確認するとともに落雷事故及び農機具事故については、修理業者への確認と修理証明書の早期提出を依頼し、共済金の早期支払に努める。

また、重複契約時にも迅速な処理ができるよう他保険とのより一層の連携協力に努める。

## (5) 損害防止事業の実施方策

### ア) 農作物共済

#### 1) 損害防止事業の継続と検討

関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた損害防止事業を実施する。また、他の支所の実施事例を担当者会議等で共有し、今後に向けた事業内容の検討を並行して行っていく。

### イ) 家畜共済

#### 1) 一般損害防止事業の効果的な実施

事故の発生の未然防止と損害の拡大を防止するため、組合員に対し効果的な疾病予防薬剤等の選定及び助成を行う。

#### 2) 関係機関との連携強化

管内の削蹄師会等の活動を支援するとともに、家畜保健衛生所・市町村・JA等と連携を強化し、定期的な巡回指導を行うなど事故率の低減を目指す。

### ウ) 園芸施設共済

#### 1) 情報提供の強化

関係機関から提供を受けた病虫害等の最新情報を迅速に組合内で共有するよう努める。

## (6) 執行体制の整備

### ア) 理事会・監事会

定期的、計画的に理事会、監事会を開催し事業進捗状況、業務予算執行状況、リスク管理状況、内部監査結果を精査し、業務運営の適正化に努め、ガバナンスの強化に繋げる。

### イ) 内部検査

年2回以上実施する「自主検査チェックリスト」に基づく自主検査、並びに組合の法令遵守態勢の確立と内包する諸リスクへの対応強化を目的に監査室が行う内部監査を実施し、監査報告書を組合長、理事会、監事会に報告し、改善措置についてはその進捗状況を継続的に検証し、より一層内部牽制機能の強化を図り適切な執行態勢を構築する。

### ウ) 各種研修会

内部研修会及び農林水産省並びに全国農業共済協会等が主催する各種研修会に職員を積極的に派遣し、職員個々の自覚及びスキルアップを促す。また、担当者会議を通じて業務遂行に係る法的根拠の把握及び適正な事業実施、経常経費の節減等に対する意識改革を促し効率的な業務運営を行う。また、毎月初旬に幹部職員で開催する定例会において、情報を共有、リスク管理に関する事項や懸案事項、内部管理態勢等の改善方策等を協議し適正な業務運営を図る。

### エ) 「信頼のきずな」未来につなげる運動

「信頼のきずな」未来につなげる運動の2年目であり、昨年度の実績・成果等を検証し、多発する災害に対して被災農家への支援が確実に実践できるよう一層の加入推進と引受拡大に努める。

### オ) コンプライアンス態勢

役職員に対する研修を通じ、コンプライアンスに対する意識の維持・向上に努める。また、監査室機能を充実し、内部牽制機能が発揮できる体制を整える。また、引受にかかるリスクをできる限り排除するため、広報紙の活用や農家訪問をすることにより理解を得て口座振替を推進する。

### カ) 事務処理の効率化

SBC の導入による特定組合での総務部門の事務処理の合理化、効率化のための業務システムの構築を進める。

### キ) 広報広聴活動

ホームページを活用し情報発信を行う。組合広報紙を年4回発行し充実を図る。農業共済新聞の紙面作りについては、本所・支所の共同取材を取り入れ、経営改善に役立つ多様な情報を提供するなど紙面の充実を図り、部数拡大に努める。

## (7) 予算統制の方策

ア) 総代会の決議による業務収支予算に基づき、毎月の執行状況等を共有できる体制を整え、全職員が業務経費の合理的・効率的執行を意識し経費節減に繋げる。

イ) 業務経費は、以下の取組みを行うことにより節減に努める。

- ①人件費のうち職員給料手当については、退職者を補う職員の補充について、必要最小限度の職員の確保による採用計画に基づき節減していく。
- ②旅費交通費の研修・講習会を除く会議への出席者について、必要最低減の職員での対応とする。
- ③事務費のうち図書印刷費、消耗品費は必要最低限の購入にとどめる。
- ④業務費のうち会議費については、役職員のみによる会議は、茶等の経費は支出しない。
- ⑤施設費のうち光熱水費(電気代)については、昼休み等は来客がない限り消灯する。また、エアコン等についてはクール・ビズ、ウォーム・ビズ等の実施により使用を制約する。

ウ) 第3四半期に終了後に執行実績、執行見込額を検証し、予算額と執行額との差異及び未執行予算の原因を把握し、必要に応じて予算の変更手続きを行う。

エ) 低金利の状況ではあるが、余裕金運用管理委員会及び理事会の決定による運用方針に基き、安全性、効率性を重視しながら利息収入の確保に努める。